

臨時職員を募集します

《放課後児童クラブ指導員補助》

【勤務内容】

放課後児童クラブにおける児童への指導等の補助

【勤務時間】

7:30～18:45のうち7時間45分勤務

週休2日(日曜日ほか1日)

【募集人数】

1名

【応募要件】

年齢不問、小学生を対象とした室内外での遊び等の活動が可能な方

【応募方法】

市販の履歴書に必要事項を記入のうえ、写真を貼付し、7月7日(金)までに総務課行政班(4階③窓口)へ提出してください。※郵送可(締切日必着)

【面接日時】

7月13日(木) 詳細は後日連絡します。

【応募・問合せ】

〒299-5192 千葉県夷隅郡御宿町須賀1522
御宿町役場 総務課 行政班
TEL 0470-68-2511

おんじゅく お知らせ版

発行日 平成29年6月23日 No. 723

編集 御宿町企画財政課 TEL 0470-68-2512

<http://www.town.onjuku.chiba.jp/>

Twitter @KohoOnjuku

★Twitter アラートの配信を行っています★

海岸クリーンキャンペーン を実施します

多くの観光客で賑う夏を控え、海岸クリーンキャンペーンを実施します。町自慢の海岸をみんなできれいにしませんか？
たくさんの方のご参加、ご協力をお待ちしています。

【日時】7月2日(日) 8:00～10:00

【清掃場所】浜海岸、中央海岸、浦仲海岸、岩和田海岸

【服装】ゴミ拾い等出来る服装、軍手等はお持ちください

【問合せ】建設環境課 環境整備班 TEL 68-6694

市町村交通災害共済の更新時期です — 各地区出張受付を行います —

現在交通災害共済に加入されている方は、平成29年8月31日で期間が満了となります。以下の日程で出張受付を行いますので、加入申込書に必要事項を記入のうえ、会費を添えてお申し込みください。年会費(平成29年9月1日～平成30年8月31日)は、1人700円です。

受付日	会場	時間
7月20日 (木)	浜青年館 高山田公民館	8:30～9:30
	須賀区民館 上布施コミュニティ消防センター	9:50～10:50
	六軒町消防庫 町浄水場	11:00～12:00
	岩和田青年館 御宿台集会所	13:30～15:00
	新町会館 久保区民館	15:20～16:20

記載方法のわからない方は、受付当日に申込用紙をそのまま会場へお持ち下さい。(印鑑は不要です)

町内のこども園や小中学校の児童・生徒は、既に集団加入していますので、申し込みの必要はありません。

出張受付以降は、総務課防災総合対策班(4階③窓口)、公民館にて随時申し込みを受け付けています。

【問合せ】総務課 防災総合対策班 TEL 68-2511

自衛官等を募集します

防衛省・自衛隊では自衛官を募集しています。詳しくは自衛隊茂原地域事務所までお問い合わせください。

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日	入(校)隊
航空学生 (パイロット)	高卒(見込含) 21歳未満	7月1日(土) ～ 9月8日(金)	1次試験: 9月18日(月) 2次試験: 10月17日(火) ～10月22日(日) 3次試験: 11月18日(土) ～12月21日(木)	平成30年 3月下旬 ～ 4月上旬
一般曹候補生	18歳以上 27歳未満		1次試験: 9月16日(土)～18日(月) 2次試験: 10月5日(木)～11日(水)	
自衛官 候補生	男子 平成30年3月 高等学校等卒業予定者	7月1日(土)～	受付時にお知らせします。	
	女子 男子	18歳以上 27歳未満		

【問合せ】自衛隊茂原地域事務所(茂原市町保3-217 シティビル2階) TEL 0475-25-0452

介護予防教室

巡回型元気いきいき教室を開催します

町では介護予防の普及と啓発を目的とし、各区の集会所で運動やレクリエーションを行う巡回型元気いきいき教室を実施します。皆様のご参加をお待ちしています。

【日時】7月24日(月) 13:30～15:00

【場所】上布施コミュニティ消防センター

※他の地区は日程が近くになりましたらお知らせします。

※事前に申し込みが必要になりますので、保健福祉課福祉介護班までご連絡ください。

【対象】町内在住の65歳以上の方 20名(先着順)

※65歳未満の方も見学できます。

【持ち物】タオル・飲料水(水分補給)・筆記用具

動きやすい服装でお越しください。

【内容】簡単な体操・歌・レクリエーション・ゲーム 等

【申込み・問合せ】保健福祉課 福祉介護班 TEL 68-6716

平成29年度後期高齢者医療保険料を納付について

後期高齢者医療制度では、保険料は被保険者一人ひとりにかかります。

保険料は、被保険者(加入者)全員が負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算します。年度の途中で新たに被保険者になったときは、保険料はその月からの月割りで計算します。また、年度の途中で被保険者でなくなったときは、その前月分までの月割りの保険料がかかります。

7月中旬に保険料の決定通知書を送付しますので、納付期限までに納付してください。

平成29年度の保険料率について

平成29年度の保険料率(均等割額及び所得割率)については、平成28年度と同じく均等割額 40,400円、所得割率 7.93%です。

均等割額の軽減について

均等割額の5割または2割軽減の対象となる所得基準額を拡大します。

◎均等割額の5割軽減は、軽減の基準額が「33万円+(27万円×被保険者の数)」となります。

◎均等割額の2割軽減は、軽減の基準額が「33万円+(49万円×被保険者の数)」となります。

※当面、8.5割及び9割軽減の軽減割合の変更はありません。

所得割額の軽減について

賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方が対象となる所得割額の軽減割合については、段階的に廃止となります。

5割軽減(平成28年度)→2割軽減(平成29年度)→廃止(平成30年度)

会社の健康保険などの被扶養者であった方の軽減について

資格取得の前日まで会社の保険の被扶養者だった方が対象となる均等割額の軽減割合については、段階的に縮小になります。

9割軽減(平成28年度)→7割軽減(平成29年度)→5割軽減(平成30年度)→平成31年度以降は、制度加入後、2年を経過する月までは5割軽減

※ただし、世帯の所得で9割または8.5割となる場合は、そちらを適用します。

保険料の納め方について

《特別徴収》

年額18万円以上の年金を受給している方で、後期高齢者医療保険料+介護保険料が年金受給額の1/2を超えない方は、原則として年金から保険料が天引きされます。

《普通徴収》

特別徴収以外の方は納付書や口座振替などで個別に町に納めます。これまで国民健康保険税を口座振替で納付していた方も、新たに後期高齢者医療保険料の口座振替の手続きが必要です。

《仮徴収》

前年度の2月の年金から保険料を天引きされた方は、次の年度の仮徴収の対象となります。保険料額は、前年度の2月と同額を年金から天引きします。

○特別徴収を口座振替(普通徴収)に変更できます。

保険料を年金から天引きにより納めている方で、口座振替を希望される方は、保健福祉課保健事業班へご相談ください。なお、年金からの天引きを中止させていただく時期は、申請の時期により決定します。

金融機関での納付が困難な方は、訪問しますのでご相談ください。

【問合せ】保健福祉課 保健事業班 TEL 68-6717

平成29年度国民健康保険税の税率改定

国民健康保険は、加入されている皆さんが病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者の皆さんで相互扶助する制度です。今年度の国民健康保険税は、地方税法施行令の改正と御宿町国民健康保険税条例の見直しにより、国民健康保険税率、軽減判定所得基準額を下表のとおり改定しました。

平成29年度国民健康保険税の納税通知書は、7月14日(金)に発送します。

【国民健康保険税率の改定について】

区分		平成28年度	平成29年度	比較
医療分	所得割の算定率	6.6%	6.6%	—
	資産割の算定率	10.0%	0%	▲10.0ポイント
	均等割額(1人当り)	23,000円	23,000円	—
	平等割額(1世帯当り)	24,000円	24,000円	—
賦課限度額		540,000円	540,000円	—
支援金分	所得割の算定率	2.1%	2.1%	—
	資産割の算定率	0%	0%	—
	均等割額(1人当り)	8,000円	8,000円	—
	平等割額(1世帯当り)	9,000円	9,000円	—
賦課限度額		190,000円	190,000円	—
介護分	所得割の算定率	2.1%	2.1%	—
	資産割の算定率	0%	0%	—
	均等割額(1人当り)	10,000円	10,000円	—
	平等割額(1世帯当り)	9,000円	9,000円	—
賦課限度額		160,000円	160,000円	—

【国民健康保険税の軽減判定所得基準額の引き上げについて】

均等割と平等割の軽減割合	世帯の総所得金額	
	平成28年度	平成29年度
7割軽減	330,000円以下	330,000円以下
5割軽減	330,000円+(265,000円×被保険者数と特定世帯員数の合計人数)以下	330,000円+(270,000円×被保険者数と特定世帯員数の合計人数)以下
2割軽減	330,000円+(480,000円×被保険者数)以下	330,000円+(490,000円×被保険者数と特定世帯員数の合計人数)以下

※世帯の総所得金額は、平成28年中の世帯主と国民健康保険に加入する世帯員の所得の合計金額となります。軽減措置の判定には国民健康保険に加入していない世帯主の所得も加算されます。

世帯の中で所得の申告をしていない方がいると、軽減を受けることができませんので必ず申告をしてください。

【問合せ】税務住民課 税務班 TEL 68-6692